地方税財源の充実について

令和４年度の地方財政計画において地方交付税総額は、前年度を 0.6 兆円上回る 18.1 兆円が、地方一般財源総額は、地方が地域社会のデジタル化推進や防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を 0.02 兆円上回る 62.0 兆円が確保された。

一方、臨時財政対策債については、折半対象財源不足が解消され、前年度に比べて 3.7 兆円減の 1.8 兆円と大幅に抑制されたが、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、地方公共団体においては、自らも更なる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、新型コロナウイルスの次なる波に備えた医療体制の充実や地域経済の回復に向けた中長期的な対策を進めるとともに、地域の活性化、雇用の確保、介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

ついては、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

１　新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策等に係る財政措置の拡充

（１）今後の感染状況や経済状況等も踏まえ、引き続き検査・医療提供体制の確保・強化等の感染対策に加え、コロナ禍における原油価格・物価高騰や円安の進行等に対応するきめ細かな生活困窮者対策等を含む地域経済の立て直しなど、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講ずることができるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」に加え、地方交付税による措置も含め、地方が必要とする財源について積極的かつ

確実に措置すること。

（２）「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、基金への積立要件の弾力化や事業期間の延長、繰越要件の緩和、交付対象の拡充など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

（３）令和５年度の地方財政計画の策定に当たっては、歳入・歳出の両面において、新型コロナウイルス感染症及び国民生活をはじめ公共施設等の運営など原油価格・物価高騰の影響を的確に反映し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。

（４）新型コロナウイルスの感染者数の多寡にかかわらず、地域経済に甚大な影響が生じていることから、地方部の自治体においても、地域経済の回復等の対策を着実に講ずることができるよう、適切な地方交付税の算定を行うこと。

２　地方財政の充実強化

（１）地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するため、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。あわせて、「地域社会再生事業費」や「地域デジタル社会推進費」の算定等を通じて、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにするとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額の確保・充実が図られるよう、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

（２）臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化する中、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

（３）デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）の策定後も、これまで地方が進めてきた地方創生の取組が無駄にならず、地域の実情に応じた取組を地方が継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」などの地方創生の取組に必要な経費を拡充・継続し、地方財政計画において必要な措置を行うこと。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、国全体の人口減少問題の解決には、合計特殊出生率が低い都市部から出生率が高い地方部へ若年層を移すことが必要である。このため、地方部が地方創生の取組を十分に行えるように地方交付税を措置すること。

このたび「地方創生推進交付金」、「地方創生拠点整備交付金」及び「デジタル田園都市国家構想推進交付金」が、「デジタル田園都市国家構想交付金」に統合されることとなったが、統合された後も、地方が、地方創生、地方活性化の取組を一層深化、加速させるために、地方の意見等を十分踏まえ、予算枠の拡充も含めた十分な所要額を確実に確保するとともに、財源の恒久化や地方公共団体が更に使いやすい仕組みへの改善を図ること。

加えて、デジタル田園都市国家構想交付金に係る地方負担については、統合された後も引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講ずるなど、地方公共団体が着実に執行できるよう、適切な財政措置を行うこと。

（４）近年の地方財政計画における歳出は、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る増分を、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、景気の先行きに不透明感が高まる中、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、都道府県分の地方交付税の算定に当たっては、財政力の弱い地方における地域経済活性化の取組を下支えする機能を引き続き確保する必要がある。

「地域社会再生事業費」の算定に当たっては、「地域社会の持続可能性の確保」に取り組む必要性の高い地方部に重点的に配分するとともに、同事業費を令和５年度以降も継続すること。

さらに、地方においては、光ファイバや５Ｇ等の情報通信基盤の整備が今後さらに進展し、これらの基盤を活用した地域社会のデジタル化に向けた取組を推進していく必要があることから、地方財政措置の「地域デジタル社会推進費」について拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を行うこと。

また、給与関係経費の計上に当たっては、令和５年度から実施される定年引上げや役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）等の影響を考慮し、退職手当の支給に必要となる財源を安定的に確保するための方策を講ずること。

３　地方税制の改革の推進

（１）社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方が責任をもって、新型コロナに対応するとともに、デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現、地方創生の推進、人づくり、安全・安心なくらしの実現、活力ある地域社会の実現など、地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の見直しを進めること。

（２）今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災･減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、特に、自動車税は道路損傷負担金的性格も有するとされている都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、電動車の増加が見込まれることに伴って、現行制度を前提とすれば自動車税や軽油引取税等の燃料課税の減少にもつながること、併せてＣＡＳＥ（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く環境変化や財政需要への適切な対応が求められることなどを考慮すると、自動車関係諸税の見直しの必要性は高まっていると考えられる。見直しにあたっては、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保でき

るよう、必要な方策を検討すること。

（３）OECD 等で国際合意に至った経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しの将来的な国内法化を見据え、デジタル技術を活用し国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大していく社会経済情勢に的確に対応する地方課税のあり方について、地方税収を確保する観点から適切かつ早期に検討を開始すること。

（４）法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成 17 年度）から相当期間が経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・ＩＴ化の進展、持株会社・地域子会社化やフランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。

　また、法人事業税の外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際は、地域経済や雇用への影響に配慮するとともに、大企業の組織再編によりグループ内に資本金１億円以下の法人を複数設立したり、業績悪化等を理由に減資を行い資本金１億円以下とした等の事例が存在することから、対象法人の設定について事業活動の実態を踏まえて検討すること。

（５）法人事業税における電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による課税方式については、令和４年度与党税制改正大綱の検討事項において、「その課税のあり方について、引き続き検討する」こととされているが、収入金額による課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

令和４年10月21日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事　平　井　伸　治
島根県知事　丸　山　達　也
岡山県知事　伊原木　隆　太
広島県知事　湯　﨑　英　彦
山口県知事　村　岡　嗣　政